

## 拠出型企業年金保険「ゆとり」の退職に係る手続き

ご加入中の「ゆとり」は、共済組合の組合員資格を有する者が、保険料払込完了期日（年齢満62歳の誕生日の前日の属する年度末の翌日（4月1日））※まで加入できる制度となっております。

保険料払込完了期日を迎えられる場合、及び退職（再任用等で引き続き勤務される場合も含む。）される場合は、給付金請求に関する下記の手続きをお願いいたします。

### 記

#### 1 手続き内容等

##### (1) 提出書類

「拠出型企業年金保険給付金請求書（脱退一時金・年金用）」

「個人番号（マイナンバー）申告書」

※ 「個人番号（マイナンバー）申告書」は、100万円を超える一時金または年額20万円を超える年金を受け取る場合に提出してください。

##### (2) 提出期限

退職される月の前月末

##### (3) 提出先

共済組合事務担当課

#### 2 注意事項

(1) 「拠出型企業年金保険給付金請求書（脱退一時金・年金用）」中の受取方法欄の記入については、別紙「拠出型企業年金保険給付金請求書受取方法に係る記入例」を参照のうえご記入ください。

(2) 一時給付及び年金受給については、パンフレットをご参照ください。



(3) 連絡先等は、次のとおりです。

##### ・記入方法等

有限会社ライフ山口（団体保険事務取扱会社）

TEL 0120-170-215（9:00～17:00 土・日・祝日除く）

##### ・制度内容等

明治安田生命保険相互会社（引受保険会社）

TEL 082-247-6987（9:00～17:00 土・日・祝日除く）